

山賀協ニュース

No. 14 - 4



発行者 山梨県貿易振興協議会
事務局 山梨県産業交流課内
〒400-8501甲府市丸の内1-6-1
Tel 055-223-1550 Fax 055-223-1551
URL <http://www.eps1.comlink.ne.jp/~boueki/>

視察研修事業を実施

東京税関本関、東京インターナショナルギフト・ショーを視察

平成15年2月19日東京都港区台場の東京税関本関と東京ビッグサイトで開催された「東京インターナショナルギフト・ショー」において視察研修を実施しました。

東京税関本関ではビデオを中心に税関の役割と仕事について簡単な説明があり、その後、税関広報コーナーに移り、税関の仕事内容について実物や模型などを使用して詳しく説明をしていただきました。



一瀬副会長のあいさつ

東京インターナショナルギフト・ショーでは本協議会の会員企業が3社（(有)天野製作所、(株)大直、(有)T&K企画）出展しました。山梨県関係ブースは全体で15社、16ブースにも及びました。内訳は宝飾・アクセサリ7社、和紙1社、繊維2社、美容機器1社、化粧品1社、印章1社、畳1社、その他雑貨1社でした。



大直ブースの様子



T & K企画ブース

ピーターの目

山梨貿易相談センターアドバイザー ピーター・マウントフォード

=== 関税引き下げのメリット ===

自由貿易

先日、東京で世界貿易機関（WTO）非公式閣僚会合が行なわれました。農産物の自由化の提案に対して日本国内では大きな反発があったところでした。

一年前、このコーナーに WTO の交渉について書いた後、「関税の引き下げのメリットは何」という質問がいくつかありましたので簡単な例をあげ、説明します。

A 国の B 社では XYZ という商品を 100 円で生産しています。一方、外国の C 社では商品 XYZ を 80 円で生産しています。A 国の関税を 25% とすると A 国内での商品 XYZ の値段は B 社製品も C 社製品も 100 円となります（C 社製品の値段は商品代 80 円 + 関税 20 円）。A 国が関税を撤廃すれば、C 社製品は 80 円となり、B 社は被害を受けますが、A 国の消費者はこの関税分のメリットを受けることとなります。

つまり、高い関税率は国内生産者の得、消費者の損ということになります。

去年、アメリカは鉄鋼企業の生産と雇用を確保するため、緊急輸入制限を発動し、鉄鋼の関税率を引き上げました。当時、「保護主義」と強く批判されました。アメリカの鉄鋼業の従業員は 30 万人弱 (<http://www.bls.gov>) ですが、鉄鋼は多くの産業（自動車、建築等）に幅広く使われています。しかし、最近、米経済誌に鉄鋼の関税の引き上げが他産業に被害を与えたと取り上げられています。

貿易統計

予想どおりにアメリカの 2002 年貿易赤字は過去最大でした。アメリカの貿易赤字のうち、中国の占める割合は 20% を超え、最大の債権者となり、日本 (14%) を大きく上回りました。今までの、中米関係は複雑で、ある面では利権を争う相手国であり、今後の米中貿易摩擦はやむを得ないことと考えられます。貿易赤字の解消にアメリカは様々な対策を行うこととなりますが、その一つであるアメリカの消費縮小は日本にも影響を与えることでしょう。

JETROからのお知らせ

- JETROの海外情報ファイルをご活用ください!! -

ジェットロ海外情報ファイル (JETRO-FILE) は、海外とのビジネスを行う日本企業に対して世界各国の貿易・投資に関する最新情報を提供する公開サイトです。

世界 62 カ国・地域 (2003 年 1 月現在) を対象とし、各国の概要や貿易・投資に関する制度を掲載しています。また、貿易・投資に必要な手続等を実際の相談事例に沿って Q & A 形式で説明しているコーナーもあります。

利用方法

<http://www.jetro.go.jp/jetro-file/>
にアクセスし、簡単なユーザー登録をしてください。

(登録にあたりメールアドレスと希望するパスワードが必要となります。)

利用料金は無料です。



税関山梨派出所情報



外国から郵便で品物が送られてきた場合に税関手続きはどうするの？

今回は、郵便を利用して品物を外国へ送る場合の税関手続きについて説明しました。今回は、外国から郵便で品物が送られてきた場合の税関手続きについて説明します。

外国から送られてきた郵便物は、信書を除くすべてのものが税関検査の対象となります。税関検査は、税関の外郵出張所が置かれている郵便局で行われます。

検査の結果、郵便物の流れはその内容により、次のようになります。

郵便物に税金がかからない場合は、配達郵便局から受取人に直接郵便物が配達されます。関税など税金の合計額が1万円以下の場合、あるいは1万円を超え30万円以下で受取人が配達を希望する場合は、税関外郵出張所から郵便局を経由して「国際郵便物課税通知書」及び「納付書」とともに、郵便物が直接配達されますので、税金と郵便局の取扱手数料を一緒に納付すればその場で郵便物を受け取ることができます。

その他の場合は、「国際郵便物課税通知書」は送付されますが、郵便物及び納付書は配達されません。この場合、課税通知書の下欄の配達郵便局日付印欄に押印されている郵便局へ行き、税金と郵便局の取扱手数料を一緒に窓口で納付すれば、その場で郵便物を受け取ることができます。

これとは別に税関外郵出張所から「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」という「はがき」が送られてくることがあります。これは、郵便物の「品物の内容、価格などが不明確な場合」、「その品物の輸入について、輸入貿易管理令、植物防疫法、薬事法などの規定により、所管する省庁の許可・承認等を必要とする場合」、「別送品、寄贈品などで減免税の対象になると思われる場合」などに郵便物の受取人あてに送付されます。

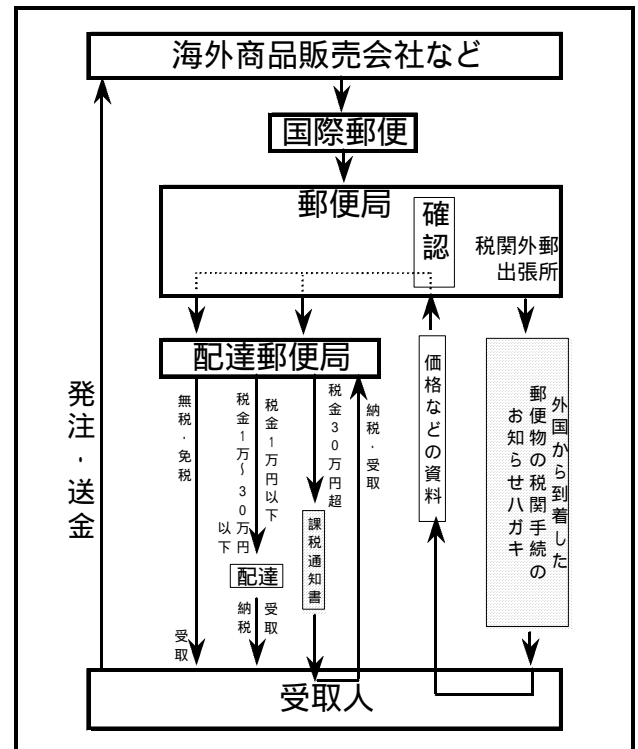
この「お知らせ」が手元に届いたときには、

よく読んでください。その際、「連絡事項」欄に記載されている内容により、

品物の内容、価格が不明とある場合は、仕入書など内容、価格が明らかになる資料を、輸入貿易管理令等の許可・承認等が必要とある場合は、それぞれの所管省庁で必要な手続きを取り、その許可書または承認書等を、別送品であるかどうかの確認とある場合で、別送品である場合は入国時に税関に提出して確認印を受けた別送品申告書を、

「お知らせ」を送達した税関外郵出張所に郵送するか、直接提出してください。

また、寄贈品、再輸入品である場合は、その旨を連絡してください。



なお、課税通知書に記載された税額などについての疑問は、税金を納付する前に通知書に記載された税関外郵出張所へ申し出てください。

また、一定の期間内に引き取られないと差出人に返送されることがありますので早めに手続を行ってください。

今回は、課税の方法や輸入が規制されている品物などについて説明します。

東京税関山梨政令派出所

055-253-1281